

市民公益税制 P T について

- 市民・事業者・行政が協働して課題を解決していく「新しい公共」を確立するため、市民が担う公益活動を資金面で支える寄附税制等を検討する市民公益税制 P T を設ける。なお、「『新しい公共』円卓会議」の検討状況も踏まえつつ、検討を行うものとする。
- 市民公益税制 P T のメンバーは、以下の者とする。ただし、座長の判断により、必要に応じて他の税制調査会委員の参加を求めることができるものとする（税制調査会のオブザーバーは随時参加可能）。

座長	渡辺 周	総務副大臣
	峰崎 直樹	財務副大臣
	大島 敦	内閣府副大臣
	松井 孝治	内閣官房副長官
	小川 淳也	総務大臣政務官
	古本伸一郎	財務大臣政務官

- 平成 22 年 4 月末を目途に成果を得るよう、市民公益税制 P T においては、以下の事項について検討し、その結果を税制調査会に報告する。
 - ①寄附税制
 - ②公益活動を担う法人（NPO 法人や公益法人など）に係る税制

市民公益税制PTの当面の進め方(第1回会合に基づく)

第1回(済) PTの運営等、今後の検討内容について意見交換

第2回 総務省・財務省・内閣府より説明

(市民公益税制に関する現行制度、市民公益税制に関する諸
外国の制度等)

第3回～ 有識者からヒアリング

※ 平成22年4月末を目途に成果を得るよう改革に向けた検討を進める。

平成 22 年度税制改正大綱（抄）

〔平成 21 年 12 月 22 日
閣 議 決 定〕

第3章 各主要課題の改革の方向性

8. 市民公益税制（寄附税制など）

従来、公共は行政により専ら担われてきました。昨今、市民・事業者・行政が協働して課題を解決していく「新しい公共」の役割が重要性を増してきています。少子高齢化が進む中、国民が安心して暮らすことのできる社会を実現するため、教育や子育て、街づくり、防犯や防災、医療や介護・福祉などの公益活動に市民が積極的に参加していく必要があると見られます。

市民が担う公益活動を資金面で支える上で寄附の役割は重要です。市民公益税制に係るプロジェクト・チーム(PT)を設置し、平成22年4月末を目途に成果を得るよう改革に向けた検討を進めます。PTでは、寄附税制に加え、公益活動を担う法人(NPO法人や公益法人など)に係る税制についても検討を行います。

第4章 平成22年度税制改正

11. 検討事項

〔国税〕

(5) 市民公益税制プロジェクト・チームの設置

第3章でも述べたとおり、市民公益税制に係るプロジェクト・チームにおいて、寄附税制や公益活動を担う法人(NPO法人や公益法人など)に係る税制について、専門的・総合的観点から検討します。その際、次の項目についても、併せて検討します。

- ① 認定NPO法人の収益事業に属する資産のうちからその収益事業以外の事業のために支出(繰入れ)をした金額をその収益事業に係る寄附金の額とみなして寄附金の損金算入限度額の範囲内で損金算入を認める制度(いわゆる「みなし寄附金制度」)に係る損金算入限度額の引上げについては、他の公益法人における「みなし寄附金制度」とのバランス等も踏まえつつ検討します。
- ② 研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律に基づく研究開発法人に対する寄附金を指定寄附金とする制度の創設については、独立行政法人改革との関係を整理した上で、特定公益増進法人に対する寄附金から指定寄附金とする場合の効果等について検討します。
- ③ 寄附文化醸成に向けた寄附税制の拡充については、所得税の寄附金控除の適用下限額の引下げを含むこれまでに行った制度拡充の効果の検証を行うとともに、寄附金控除を年末調整の対象とするか否かについては、執行面の問題などを検討します。
- ④ 給付制奨学金事業を行う民間団体への寄附金に係る税額控除制度の創設については、特定の団体への寄附のみを税額控除化することの適否を検討します。

〔地方税〕

- (1) 個人住民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金の範囲について、市民公益税制に係るプロジェクト・チームにおいて検討します。